

令和4年度 船橋市成年後見制度利用促進基本計画 進捗確認シート  
( 令和5年度第2回 船橋市権利擁護支援等推進協議会 資料1 )

自己評価 A～C

完了:目標を達成したため、事業を完了した  
A:効果があった(達成できている)  
B:ある程度効果があった(ある程度達成できた)  
C:あまり効果がなかった(達成できなかった)  
D:実施していない・評価できない

今後の方向性

拡大

継続

縮小

終了

基本方針	施策	具体的な取り組み	整理番号	事業名	担当部署	事業内容	令和4年度実績(実施状況)	令和4年度実績に関する担当課の評価		今後の進め方	今後(令和5年度以降)の実施計画
								自己評価	実施状況に関する担当課の評価		
基本方針1. 市民が安心して、制度を円滑に利用できる体制の整備	成年後見制度の利用しやすさの向上	(1)広報・啓発活動の推進	1	成年後見制度パンフレット作成・配布	地域包括ケア推進課	成年後見制度の正しい理解と普及、啓発のため、パンフレットを作成し、関係機関に配布する。	パンフレット作成部:2000部 配布先:市内認知症対応医療機関、相談機関	A	認知症高齢者、障害と各分野の関連機関に広く配布した。	継続	引き続き普及啓発のため実施する。また、配布先関係機関を拡大していく。
			2	成年後見制度市民向け講演会	地域包括ケア推進課	成年後見制度の正しい理解と普及、啓発のため、市民を対象とした専門家による講演会を実施する。	2回実施。参加者計142名	A	定員を超える申込があり、参加者への理解促進につなげた。	継続	引き続き理解促進のため年2回実施する。
			3	成年後見制度市民向け講演会(コスモス)(共催事業)	地域包括ケア推進課	市民を対象とした、成年後見制度及びその周辺問題についての講演会・無料相談会を公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター千葉県支部とともに実施する。	6回開催(奇数月)。講演会参加者数計68名	A	成年後見制度、関連分野の理解促進と相談場所として機能を発揮している。	継続	引き続き利用促進のため実施する。
			4	中核機関リーフレット配布	地域包括ケア推進課	中核機関のリーフレットを作成し、中核機関の周知を行う。	—	D	中核機関の名称が決定していないため、実施せず。令和5年度以降に実施予定	拡大	市川市、浦安市、船橋市共通の中核機関案内のリーフレットを作成し、家庭裁判所へ配架を予定。
		(2)相談支援体制の整備	5	中核機関による相談支援事業の実施	地域包括ケア推進課	成年後見制度等、権利擁護支援に関する相談事業を実施。福祉の相談機関支援機関市民からの問い合わせに対応する他、福祉等の相談機関から相談を受ける2次相談を主として実施。	相談件数 延べ件数 148件 案件数 111件	B	2次相談機関として相談支援を行うことが出来た。後見人からの相談が少ないため、更なる周知が必要。	継続	中核機関の周知をさらに進め、引き続き相談支援の実施を行う。
			6	権利擁護支援定例会議 専門職相談の実施	地域包括ケア推進課	支援者の適正な権利擁護支援を担保し、さらに複合的な課題を抱える困難事例等に対応するため、事例の検討会議及び、専門職によるアドバイス実施の体制を整える	権利擁護支援定例会議 年4回実施 専門職相談 年3回実施	A	成年後見制度の申立ての判断や地域での見守り事例、セルフネグレクトの事例等、適正な権利擁護支援のため、適宜対応の検討を行うことが出来ている。	継続	令和5年度も同様、相談機関と連携を図りながら、事例の検討を実施する。
			7	権利擁護相談の実施(地域包括支援センター)	地域包括ケア推進課	高齢者の成年後見制度をはじめとする権利擁護に関する相談支援を行う。	地域包括支援センター成年後見等相談件数: 2,849件	A	高齢者の相談窓口として相談対応、市長申立ての支援を行っている。	継続	引き続き地域からの相談を受け適切に相談支援を実施していく。
			8	障害者成年後見支援センター事業	障害福祉課	船橋市援護の障害のある人の法人後見等の受託や、船橋市援護の障害のある人及びその家族に対して成年後見制度を利用するにあたっての電話相談等を行うことで、障害者の成年後見制度の利用促進を図る。	対象者に対し、成年後見制度に関する電話相談等を行うとともに、市からの依頼に応じて法人後見等の受託を行った。 相談件数 7924件 (知的 5016件、精神 2342件、その他 566件)	A	対象者からの成年後見制度に関する電話相談等を実施している。	継続	引き続き同様に事業を実施していく。
			9	生活困窮者自立支援の実施	生活支援課	傷病や障害やその他の要因で、日常生活や社会生活を営む上で何らかの支障をきたす方に対して、専門の自立支援相談員が面接や訪問をおして様々な支援を行い、自立の妨げとなる原因を取り除くことを目的に実施している。 【船橋市生活保護受給者自立支援事業】 ①日常生活自立に関する支援 ②社会生活自立に関する支援 ③就労自立に関する支援	参加者 目標達成 就労決定(人) ① 106 88 2 ② 26 21 1 ③ 44 36 13 合計 176 145 16	A	生活困窮者への自立支援事業として、参加者に対する目標達成率は全プログラムの合計で82%にのぼり、効果が認められる	継続	引き続き国の実施要領に従い、生活困窮者への自立支援事業として、同様事業を行っていく。
			10	総合相談窓口の実施	地域福祉課	「保健と福祉の総合相談窓口さーくる」にて、制度の狭間にいる方や様々な課題を抱える方の相談支援を行う。	「保健と福祉の総合相談窓口さーくる」における延べ相談件数 22,096件	B	「保健と福祉の総合相談窓口さーくる」において、DVや虐待、差別の疑われる相談があった際は、速やかに担当部署と連携し、対応方法についてアドバイスを受けるとともに、今後の対応について協議および連携を図った。	継続	引き続き、必要な相談者に向け事業を行っていく。
		(3)親族後見人の普及や後見人支援の推進	11	中核機関による相談支援事業の実施(再掲)	地域包括ケア推進課	成年後見制度をはじめとする権利擁護支援に関する相談事業を実施。親族後見人や専門職後見人からの相談に対応する。	相談支援事業の一環として実施	B	2次相談機関として相談支援を行うことが出来た。後見人からの相談が少ないため、更なる周知が必要。	継続	中核機関の周知をさらに進め、引き続き相談支援の実施を行う。
			12	権利擁護支援定例会議 専門職相談(後見人向け)の実施	地域包括ケア推進課	支援者の適正な権利擁護支援を担保し、さらに複合的な課題を抱える困難事例等に対応するため、事例の検討会議及び、専門職によるアドバイス実施の体制を整える	権利擁護支援定例会議 年4回実施 専門職相談 年3回実施	B	後見人支援のため相談支援体制を整えている。後見人支援の観点では活用していただくために事業の周知が必要。	継続	中核機関の周知をさらに進め、引き続き相談支援の実施を行う。
			13	成年後見制度利用支援事業(報酬助成) 【地域包括ケア推進課】	地域包括ケア推進課	成年後見制度の利用が必要な65歳以上の高齢者のうち費用負担が困難な方に対して成年後見人等の報酬を助成。	成年後見人等報酬助成件数 96件	A	必要な人に成年後見人等の報酬を助成することで、利用促進ができた。	継続	引き続き、必要な人に成年後見人等の報酬を助成することで、利用促進していく。
			14	成年後見制度利用支援事業(報酬助成) 【障害福祉課】	障害福祉課	成年後見制度を利用する障害者(精神障害を除く)のうち、費用負担が困難な方に対し、成年後見人等の報酬助成(市長申立て以外も含む)により、障害福祉の増進を図る。	成年後見人等報酬助成件数 23件	A	対象者に対し、適切な手続き案内、助成を行っている。	継続	引き続き同様に事業を実施していく。
			15	成年後見制度利用支援事業(報酬助成) 【保健所保健総務課】	地域保健課(現保健総務課)	成年後見人等の報酬の支払いが困難な者に対して助成を行う。	報酬助成件数 33件	A	昨年度より助成件数は増加し、把握している対象者に対し適切に手続きを行っている。	継続	引き続き成年後見制度が必要な精神障害者に向け助成を行っていく。

令和4年度 船橋市成年後見制度利用促進基本計画 進捗確認シート  
( 令和5年度第2回 船橋市権利擁護支援等推進協議会 資料1 )

自己評価 A～C

完了:目標を達成したため、事業を完了した A:効果があった(達成できている)  
B:ある程度効果があった(ある程度達成できた)  
C:あまり効果がなかった(達成できなかった) D:実施していない・評価できない

今後の方向性

拡大

継続

縮小

終了

基本方針	施策	具体的な取り組み	整理番号	事業名	担当部署	事業内容	令和4年度実績(実施状況)	令和4年度実績に関する担当課の評価		今後の進め方	今後(令和5年度以降)の実施計画
								自己評価	実施状況に関する担当課の評価		
基本方針1. 市民が安心して、制度を円滑に利用できる体制の整備	成年後見制度の利用しやすさの向上	(4)意思決定支援や身上保護を重視した運用	16	権利擁護支援定例会議 専門職相談の実施(再掲)	地域包括ケア推進課	支援者の適正な権利擁護支援を担保し、さらに複合的な課題を抱える困難事例等に対応するため、事例の検討会議及び、専門職によるアドバイス実施の体制を整える	権利擁護支援定例会議 年4回実施 専門職相談 年3回実施	A	成年後見制度の申立ての判断や地域での見守り事例、セルフネグレクトの事例等、適正な権利擁護支援のため、適宜対応の検討を行うことが出来ている。	継続	中核機関の周知をさらに進め、引き続き相談支援の実施を行う。
			17	専門職や後見人等に向けた研修事業	地域包括ケア推進課	尊厳のある本人らしい生活を継続するため、権利擁護支援を必要とする人に関わる専門職や後見人等に研修を実施する。	相談機関の専門職に対し意思決定支援の研修を行った。参加者:40名	A	意思決定支援について相談機関同士の共通認識を促進することができた。	継続	令和5年度については後見人等に向け実施する。
		(1)権利擁護における自己選択や、共助の取組の推進	18	エンディングノート作成・配布	地域包括ケア推進課	最期まで自分らしく過ごすために、医療・介護、行政手続き、相談窓口等の情報をわかりやすく掲載し、医療・介護、葬儀、資産管理等に関する自分の希望を記しておく「大切な人に伝えるノート」(船橋版エンディングノート)を作成し、配布する。	冊子作成数:7900部	A	冊子は好評で、作成した部数はほぼ配布でき、ノートを使った講座の申し込みも増えている。	継続	令和5年度は、9900部作成し配布する。
			19	ひまわりネットワークの活動(ひまわりシートの配布)	地域包括ケア推進課	在宅療養する高齢者等が緊急時に自分の意思を明確に家族や救急隊、病院等に伝えることができるようひまわりシートの配付を行った。	配付本数:663本	A	前年度まではコロナの影響もあったため、事業自体が下火になっていたが、改めて配付活動を活性化できた。引き続き必要な方々にひまわりシートが行き届くよう努めていく。	継続	令和5年度はひまわりシート事業のチラシ作成を行い、配付促進を図っていく。
	20		在宅医療支援拠点ふなぼーと事業	地域包括ケア推進課	在宅医療支援拠点ふなぼーと職員を講師派遣し、「最期まで自分らしく生きるためにあなたの願いはなんですか？」をテーマに、まちづくり出前講座を実施。もしバナゲームを通して自分自身が大切にしていることを考え、話し合える場を設け、自己選択の啓発を行う。	まちづくり出前講座:1回	A	コロナの影響により例年より申込みが減少していたが、市民の要望により開催することができた。	継続	今後も引き続き、まちづくり出前講座等を実施し、自己選択の啓発活動を行う。	
	(2)日常生活自立支援事業の利用推進	21	社会福祉協議会権利擁護支援事業人件費補助(日常生活自立支援事業等の人件費補助)	地域包括ケア推進課	日常生活自立支援事業利用推進のため、人件費の補助を行う。	—	D	未実施	拡大	令和5年度から事業開始	
		(3)身寄りのない人への支援	22	成年後見制度利用支援事業(市長申立て)	地域包括ケア推進課	成年後見制度の利用が必要な認知症高齢者に対し、申立てを行う親族等がいない場合、市長申立てを行う。	申立て件数:25件	B	例年より件数は少ないが、把握されたケースについては適切に申立てを行っている。	継続	引き続き必要な人に申立てを行う。
	23		成年後見制度利用支援事業(市長申立て)	障害福祉課	成年後見制度の利用が必要にもかかわらず、身寄りがいない等で申立てが出来ない知的障害者に対し市長申立てを行う。	対象者に対して事業を実施した。市長申立て件数 3件(類型 後見3件)	A	市長申立ての相談があった対象者について、適切な案内や手続きを行っている。	継続	引き続き成年後見制度が必要な知的障害者に向け事業を行っていく。	
	24		成年後見制度利用支援事業(市長申立て)	地域保健課(現保健総務課)	成年後見制度が必要にもかかわらず身寄りがいない等の理由で申立てができない精神障害者に対して、市長が成年後見等開始の申立てを行う。	市長申立て件数 4件(類型 後見4件)	A	昨年度より申立て件数は増加し、把握している対象者に対し適切に手続きを行っている。	継続	引き続き成年後見制度が必要な精神障害者に向け事業を行っていく。	
	25		居住支援事業(居住支援サービス事業経費補助)	地域包括ケア推進課	社会福祉法人船橋市社会福祉協議会に対し、居住支援サービス事業に係る経費の一部を補助金として助成している。(身じまいサービス)	予算:210,000円 助成実績なし	D	サービス利用者が亡くなった際に発生する助成金であるため、評価できない	継続	今後も予算を確保し、助成が必要な際に対応していく。 令和5年度予算:170,000円	
	26		社会参加や地域で支える仕組みづくり(独居高齢者、老々世帯に向けた地域ケア会議(個別ケア会議)の実施)	地域包括ケア推進課	個別ケア会議にて高齢者個人を支援し、全体会議にて高齢者を支えるための地域づくり、地域課題解決のための取り組みを行うことで地域包括ケアシステム実現の一助を担う。	個別ケア会議:94回 全体会議 :100回	A	コロナの影響で一部会議が制限されていたが、全体的に開催できていた。	継続	今後も引き続き、各地区において個別ケア会議、全体会議を積極的に実施し、高齢者の支援を行っていく。	

令和4年度 船橋市成年後見制度利用促進基本計画 進捗確認シート  
( 令和5年度第2回 船橋市権利擁護支援等推進協議会 資料1 )

自己評価 A～C

完了:目標を達成したため、事業を完了した A:効果があった(達成できている)  
B:ある程度効果があった(ある程度達成できた)  
C:あまり効果がなかった(達成できなかった) D:実施していない・評価できない

今後の方向性

拡大

継続

縮小

終了

基本方針	施策	具体的な取り組み	整理番号	事業名	担当部署	事業内容	令和4年度実績(実施状況)	令和4年度実績に関する担当課の評価		今後の進め方	今後(令和5年度以降)の実施計画
								自己評価	実施状況に関する担当課の評価		
基本方針2. 権利擁護の包括的な 相談支援体制と地域 連携ネットワークの 構築	地域連携ネット ワークの構築	(1)支援が必要な人の早期発 見と連携体制の整備	27	権利擁護サポーター養成講座の実施	地域包括ケア推 進課	権利擁護支援の啓発や地域での見守り活動等、権利擁護に 携わる人材育成を目的とし、市民講座を開催する。	—	D	未実施	拡大	令和5年度より実施。
			28	権利擁護に関する啓発活動の実施	障害福祉課	ホームページへの掲載や、船橋市障害者差別解消支援地域 協議会における、事例の共有、障害及び障害のある人への理 解を促進するための啓発活動に関する議論により、障害 者差別解消の推進を図る。 ホームページへの掲載や障害者虐待防止センターによる啓 発活動や研修会を通じて、障害者虐待の防止の啓発を図 る。	障害者差別解消の推進、障害者虐待の防止に ついてホームページに掲載した。 船橋市障害者差別解消支援地域協議会を開催 し、事例の共有、障害及び障害のある人への理 解を促進するための啓発活動に関する議論を おこなった。 障害者虐待防止センターにおいて、障害者虐待 に関する、民生児童委員協議会での啓発活動 や関係機関向け研修会をおこなった。 船橋市障害者差別解消支援地域協議会を開 催:1回 民生児童委員協議会での啓発活動:21回 障害者虐待防止センターによる研修会:2回	A	ホームページへの掲載、船橋市障害者差別解消支援 地域協議会における議論等、障害者虐待防止セ ンターによる、障害者虐待に関する啓発活動や研修会 を実施することで、権利擁護に関する啓発をおこな った。	継続	引き続き同様に事業を実施していく。
			29	地域に向けた啓発活動の実施	地域福祉課	出前講座等を通して、「保健と福祉の総合相談窓口さーく る」を周知し、制度の狭間にいる方や様々な課題を抱える方 の相談支援につなげる。	出前講座2件、連絡調整会議1件実施。	B	「保健と福祉の総合相談窓口さーくる」を知らない方 や相談したことのない方にさーくるについて知って もらい、相談を促す機会となった。	継続	今後、地域ケア会議への出席等出前講座や連絡 調整会議以外の方法も検討しながら、周知への 活動を継続する。
			30	地域に向けた啓発活動の実施(再掲)	地域保健課(現 保健総務課)	地域で精神障害者を支援する民生委員や障害福祉事業所 等を対象に普及啓発講演会実施する。	テーマ:「精神科治療中断者への支援～関りに 必要な視点を学ぶ～」 参加者:43名	A	定員(30名)を超える申し込みがあり、多くの支援者 に対し、治療中断者への関わりの視点を学ぶ機会と なった。	継続	引き続き支援が必要な精神障害者の早期発見と 連携体制も踏まえた事業を行っていく。
			31	船橋市権利擁護支援等推進協議会の開催	地域包括ケア推 進課	権利擁護支援推進及び地域連携ネットワーク構築のため、 司法・福祉・地域関係者で組織される協議会を設置する	年2回開催	A	協議会において、権利擁護支援の推進、支援の連携 体制について協議を行うことができた。	継続	協議会にて随時、支援ネットワークの構築につ いて協議を行っていく。
			32	権利擁護支援定例会議、専門職相談の実施(再掲)	地域包括ケア推 進課	支援者の適正な権利擁護支援を担保し、さらに複合的な課 題を抱える困難事例等に対応するため、事例の検討会議及 び、専門職によるアドバイス実施の体制を整える	権利擁護支援定例会議 年4回実施 専門職相談 年3回実施	A	弁護士、司法書士、社会福祉士をはじめとする専門職 と協力し、市民や後見人、支援者を支える体制を整え ることができている。	継続	令和5年度以降も同様の体制で進める。
基本方針3. 中核機関の設置と環 境整備	中核機関の設置・ 運営	(1)権利擁護支援における中 核となる機関の設置	33	中核機関の設置運営	地域包括ケア推 進課	権利擁護支援における中核となる機関の設置を行い、広報 啓発、相談事業を実施する他、権利擁護支援推進のための 事務局機能を担う。	地域包括ケア推進課内に設置	A	中核機関を設置し、権利擁護支援の事務局機能を担 うとともに、広報啓発、相談事業等の事業の実施を行 うことができている。	継続	中核機関の役割を果たすとともに、人材育成等、 さらなる事業の展開を行う。
	権利擁護におけ る人材育成と地 域資源の整備	(1)権利擁護支援に携わる人 材の育成  (2)法人後見の普及、育成、 支援	34	市民後見人養成講座の実施(令和4年度)	障害福祉課	成年後見、保佐及び補助の業務を行うことができる人材を 育成するために市民後見人養成講座を開催する。	市民後見人の養成講座を開催した。 修了者:7人 障害者成年後見センター登録者:5人	A	市民後見人養成講座を開催し、権利擁護支援に携わ る人材の育成につながった。	終了	令和5年度より、地域包括ケア推進課にて権利 擁護サポーター養成講座として実施予定。
			35	障害者成年後見支援センター事業(再掲)	障害福祉課	船橋市援護の障害のある人の法人後見等の受託や、船橋市 援護の障害のある人及びその家族に対して成年後見制度を 利用するにあたっての電話相談等を行うことで、障害者の 成年後見制度の利用促進を図る。	対象者に対し、成年後見制度に関する電話相 談等を行うとともに、市からの依頼に応じて法 人後見等の受託を行った。 相談件数 7924件 (知的 5016件、精神 2342件、その他 566件)	A	対象者について法人後見を受託している。	継続	引き続き同様に事業を実施していく。
			36	市民後見人養成講座の実施(令和4年度)(再掲)	障害福祉課	成年後見、保佐及び補助の業務を行うことができる人材を 育成するために市民後見人養成講座を開催する。	市民後見人の養成講座を開催した。 修了者:7人 障害者成年後見センター登録者:5人	A	市民後見人養成講座の開催により、法人後見業務を 行っている障害者成年後見支援センターへの登録者 が増えたことで、法人後見の担い手の育成につな がった。	終了	令和5年度より、地域包括ケア推進課にて権利 擁護サポーター養成講座として実施予定。